

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 課長 浅井 洋介様

安全保障貿易審査課 課長 横田 純一様

写) 安全保障貿易管理課 課長補佐 斎藤 真司様、井口 奈津恵様

写) 安全保障貿易審査課 課長補佐 門野 勉様、上席審査官 伊藤 早直様

写) 安全保障貿易国際室 課長補佐 佐藤 義晴様

2022 貿情セ調(経提)第4号

2022年5月9日

防爆ロボットに関する貨物等省令の改正について(検討依頼)

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 ロボット分科会
主査(2021年度)木下 次朗

防爆ロボットの規制に関して、国際レジームのNSGおよびWAに対して、貨物等省令第1条および第5条が一致していないと思われる箇所があります。

当ロボット分科会にて検討いたしました結果、下記の通り、貨物等省令の変更をご検討いただきたく、お願い申し上げます。

尚、本件は、2021年11月18日にCISTECから提出いたしました「防爆ロボットの規制に関する検討」(2021 貿情セ調(経提)第8号)(添付)に基づき、検討したものです。

記

1. 変更内容(提案)

1) 貨物等省令第1条第20号

現行

二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

イ 標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)C六〇〇七九 〇号(爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 第〇部:一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用のものを除く。)

変更案

二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御

装置

イ 標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）C六〇〇七九 〇号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 第〇部：一般要件）で定める防爆構造を持ち、爆薬を取扱う様に特別に設計されたもの（自動車の塗装ブースで使用するなど、非原子力産業用に特別に設計されたものを除く。）

ご参考（NSG）

1.A.3. Robots , end-effectors and control units as follows:

a. Robots or end-effectors having either of the following characteristics:

1. Specially designed to comply with national safety standards applicable to handling high explosives (for example, meeting electrical code ratings for high explosives); or

.....

Note: Item 1.A.3. does not control robots specially designed for non-nuclear industrial applications such as automobile paint-spraying booths.

2) 貨物等省令第5条第9号

現行

九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ 日本産業規格C六〇〇七九 〇号で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）

変更案

九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに使用するために特別に設計されたもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ 日本産業規格C六〇〇七九 〇号で定める防爆構造をもち、軍事用の爆発物の環境で使用することができる防爆用に特別に設計されたもの（塗装ブースで使用する様に特別に設計されたものを除く。）

ご参考（WA）

2. B. 7. "Robots" having any of the following characteristics and specially designed controllers and "end-effectors" therefor:

b. Specially designed to comply with national safety standards

applicable to potentially explosive munitions environments;
Note 2.B.7.b. does not apply to "robots" specially designed
for paintspraying booths.

2. 背景、理由

現在、輸出令別表1の2の項および6の項にて規制されるロボットは、「防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）」となっています。従って、自動車の塗装ラインに使用される塗装ロボットは、非該当（規制対象外）となっていますが、以下の該非判定上の問題点があります。

- 1) 塗装ブース内で使用されるハンドリングなどの塗装以外の用途のロボットが規制されるかどうかは不明確である。
一方、NSG、WAでは「塗装ブース」と記載されているため、塗装ブースで使われる塗装以外の用途のロボットも明確に除外となっている。
- 2) 民生用途の塗装用以外の防爆ロボット（溶剤、粉体などに対する防爆）は「塗装用」ではないため、現状は規制対象と考えられる。
一方、NSGでは非原子力産業用は規制対象外であり、WAでは軍用の爆発物の環境で使用されるものに限定されている。
- 3) NSG、WAでは、「特別に設計された」との記述があり、専用設計であることが明記されている。

「塗装」以外のロボットは、アジアへ進出している日系、欧米系の自動車企業を始め、広く用いられておりますが、日本のロボットメーカーは、上記のロボットが該当となれば手続上の煩雑さや納期延伸の可能性があり、失注したり商談自体を辞退したりするケースがあります。上記のように貨物等省令を改正し、規制対象と非規制対象を明確化することによって、日本のロボットメーカーが受注を逡巡している現状が解消できると思料いたします。

添付：「防爆ロボットの規制に関する検討」（2021 貿情セ調（経提）第8号）

以上

防爆ロボットの規制に関する検討

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 ロボット分科会

一般産業用に使用される防爆ロボットの規制に関して、当ロボット分科会に参加されているロボットメーカーの委員の方々から、下記の問題点と要望をいただきました。対応につきまして、ご相談申し上げたく存じます。

よろしく御高配いただきます様、お願い申し上げます。

記

1. 問題点

現在、輸出令別表1の2の項および6の項にて規制されるロボットは、「防爆構造のもの（塗装用のもを除く。）」となっています。従って、自動車の塗装ラインに使用される塗装ロボットは、非該当（規制対象外）となっています。しかし、現在の法令の記載に関して、該非判定上、以下の問題点があります。

- 1) 塗装ブース内で使用されるハンドリングなどの塗装以外の用途のロボットが規制されるかどうかは不明確である。
- 2) 民生用途の塗装用以外の防爆ロボット（溶剤、粉体などに対する防爆）は「塗装用」ではないため規制対象と考えられる。

一方、海外各国では、WA、NSGなどに沿った規制の運用が行われており、上記の1)および2)は非該当と判断されています。

そのため、日本のロボットメーカーは、上記のロボットの商談に際しては、該当となることに対する手続上の煩雑さ、および、納期の延伸により、失注や商談自体を辞退する場合があります。特に、1)に関して、自動車メーカーが海外展開されている場合には、塗装ブースで使用する塗装用途以外のロボットだけを海外メーカーから調達せざるを得ないなど、ユーザに対して管理や使用上の不便をおかけする場合があります。

2. 要望

上記の問題に対応するため、以下の点をご検討いただければ有難く存じます。

1) 政省令の解釈（明確化）

現行法令の解釈、運用を国際レジームと同様にしていただきたい。

具体的には、

「塗装用のものを除く」に関しては、国際レジームと同様に「塗装ブースで使用する様に特に設計されたものを除く」の解釈であることを明確にしていだけないか。

それにより、問題点1)の問題は解決します。

更に、「防爆構造のもの」についても、国際レジームと同様に「軍用の爆発物を扱えるように設計された防爆構造のもの」であることを明確にしていだけないか。

それにより、問題点2)の問題は解決します。

2) 政省令の改正

上記の解釈、運用が困難な場合、省令第1条（NSG 関連）および省令第5条（WA 関連）を、NSG、WA と同じ内容、文言にしていだけきたい。

添付：防爆ロボットに関する国際レジームならびに各国の輸出管理法令 比較

以上

日本 輸出令別表第1 2(15)

貨物等省令 第1条第二十号

ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

- イ 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)C60079-0号(爆発性雰囲気で使用する電気機械器具—第0部:一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用ものを除く。)

輸出令別表第1 6(7)

貨物等省令 第5条第九号

ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

- イ 日本産業規格C60079-0号で定める防爆構造のもの(塗装用ものを除く。)

NSG

1.A.3. 'Robots', 'end-effectors' and control units as follows:

- a 'Robots' or 'end-effectors' having either of the following characteristics:
 - 1. Specially designed to comply with national safety standards applicable to handling high explosives (for example, meeting electrical code ratings for high explosives);
- b Control units specially designed for any of the 'robots' or 'end-effectors' specified in Item 1.A.3.a.

Note Item 1.A.3. does not control 'robots' specially designed for non-nuclear industrial applications such as automobile paint-spraying booths.

WA

2.B.7 "Robots" having any of the following characteristics and specially designed controllers and "end-effectors" therefor:

- b Specially designed to comply with national safety standards applicable to potentially explosive munitions environments;

Note 2.B.7.b. does not apply to "robots" specially designed for paintspraying booths.

米国

2B007 "Robots" having any of the following characteristics described in the List of Items Controlled and "specially designed" controllers and "end-effectors" therefor.

- b "Specially designed" to comply with national safety standards applicable to potentially explosive munitions environments;

Note 2B007.b does not apply to "robots" "specially designed" for paint-spraying booths.

2B207 "Robots," "end-effectors" and control units, other than those controlled by 2B007, as follows (see List of Items Controlled).

ECCN This entry does not control "robots" "specially designed" for nonnuclear industrial applications, such as automobile paint-spraying booths.

- a "Robots" or "end-effectors" "specially designed" to comply with national safety standards applicable to handling high explosives (for example, meeting electrical code ratings for high explosives);
- b Control units "specially designed" for any of the "robots" or "end-effectors" controlled by 2B207.a.

EU

2B007 "Robots" having any of the following characteristics and specially designed controllers and "end- effectors" therefor:

N.B. SEE ALSO 2B207.

- b Specially designed to comply with national safety standards applicable to potentially explosive munitions environments;

Note 2B007.b. does not control "robots" specially designed for paint-spraying booths.

2B207 "Robots", "end-effectors" and control units, other than those specified in 2B007, as

- a "Robots" or "end-effectors" specially designed to comply with national safety standards applicable to handling high explosives (for example, meeting electrical code ratings for high explosives);
- b Control units specially designed for any of the "robots" or "end-effectors" specified in 2B207.a.